

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

天理市長 並河 健

天理市規則第48号

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「育児休業法」を「法」に改める。

第18条の2中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第19条の見出し中「請求手続」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項中「請求は、部分休業承認請求書」を「請求、法第19条第2項の規定による申出（第3項において「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による当該申出の内容の変更（第3項において「第3項変更」という。）は、部分休業簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第19条関係）

(第1面)

部分休業簿

所属	職員氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日

2 申出	申出年月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②年(4/1~翌3/31)10日を超えない範囲内 (※非常勤職員は1日当たりの勤務時間数による)

3 変更(第1回目)	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の 有無(有又は無を 記入)	所轄長

3 変更(第2回目)	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の 有無(有又は無を 記入)	所轄長

4 備考	
------	--

(注)

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。
(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等、写しでも可)
- 2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号部分休業の承認の請求の場合

(第2面)

部分休業の承認の請求をする期間			請求者	所属長	備考
日付	毎日/ 曜日等	時間			
年 月 日 から		時 分 ~ 時 分			
年 月 日 まで		時 分 ~ 時 分			
年 月 日 から		時 分 ~ 時 分			
年 月 日 まで		時 分 ~ 時 分			
年 月 日 から		時 分 ~ 時 分			
年 月 日 まで		時 分 ~ 時 分			

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第1号部分休業の承認の取消しの場合

(第3面)

(捺印の欄は職員が記入又は確認する。)

毎月5日までに、前月の取消された実績(この面)を給与事務担当課に提出すること。

第2号部分休業の承認の請求の場合

(第4面)

年度

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

毎月5日までに、前月の取得実績(この面)を給与事務担当課に提出すること(写しでも可)。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。